

平成27年2月27日

第4期美術品補償制度部会（第5回）・専門調査会  
(第5回) 合同会議 配布資料

## 美術品補償制度の自己負担額の引下げに当たっての論点（案）

### （制度適用実績への評価）

- 美術品補償制度の創設以来、3年半余りで18件、延べ38回の展覧会に制度が適用されているが、こうした実績について、制度が活用されているか否かという観点で、どのように評価できるか。

### （制度適用の要件・基準）

- 現在の美術品補償制度では、①補償契約に係る展覧会の主催者が、当該展覧会に相当する規模及び内容の展覧会主催実績を有すること等の要件や、②開催施設に適切な温湿度等維持設備や防火・防犯設備があること等の要件、③温湿度等の記録の作成・保管や展示に関する業務マニュアルの作成等、対象美術品の取扱いに関する基準の遵守義務を課している。

50億円を引き下げる場合、少しでも多くの美術館・博物館等が制度を活用できるようにするという観点から、こうした展覧会主催者や開催施設の要件、対象美術品の取扱いに関する基準を維持すべきか、より厳格にすべきか、又は緩和すべきかという点について、どのように考えるか。

### （審査の厳格化）

- 50億円を引き下げる場合、現在は補償の対象となっていない規模の損害であっても国が補償することになるため、現在よりも国が補償する可能性が高まることになる。その際、審査をより厳格に行うべきであるとの議論が起こる可能性があるが、50億円を引き下げる際の審査の在り方についてどのように考えるか。

あわせて、現在でも多いとの要望を受けている申請書類の在り方についてどのように考えるか。

### （補償料の納付）

- 現在の美術品補償制度では、申請者から補償料を納付させることなく、制度を適用しているが、50億円の引下げにより国が損害を補償する可能性が高まれば、それに応じて補償料を納付させるべきであるという議論が起こる可能性がある。このような議論に対し、どのような対応策が考えられるか。

### (民間保険会社との関係)

- 50億円を引き下げる場合、既に美術品保険を行っている民間保険会社が負担しうる規模の損害まで国が負担することとなり、民間保険会社の事業の機会を奪うおそれがあるが、民間保険会社との役割分担についてどのように考えるか。

### (保険料の軽減)

- 例えば、50億円を10億円程度まで引き下げても、自己負担額である10億円に近い規模の展覧会では保険料の軽減効果は薄い一方で、数百億円規模の展覧会では現在よりも保険料の軽減効果が大きくなる。

こうした状況において、中小規模の展覧会の主催者における制度の活用のメリットをどのように考えるか。

### (国民的利益への還元)

- 例えば、50億円を10億円程度まで引き下げても、自己負担額である10億円に近い規模の展覧会では保険料の軽減効果が薄いため、入場料の軽減や教育普及活動の充実といった国民的利益への還元は余り見込まれないと想定されるが、どのように考えるか。

### (望ましい自己負担額及び補償限度額)

- 50億円を引き下げる場合、保険料の軽減効果や、官民の役割分担等を踏まえた上で、どの程度の額まで引き下げることが望ましいと考えるか。また、その額まで引き下げるこの根拠や考え方はどのようなものか。
- 50億円を引き下げる場合、現行では950億円となっている政府の補償上限額（政府が支払う補償金の一契約当たりの上限額）について、どのように考えるか。
- 50億円を引き下げる場合、制度の対象となる全ての展覧会について一律に引き下げるのか、あるいは補償対象となる美術品の総評価額に応じて引下げの幅を変えるのか等、どのような制度設計が望ましいと考えるか。

(制度による支援の目的・意義)

- 現在の美術品補償制度は、美術品評価額の上昇や、テロ・自然災害等による保険料率の上昇により展覧会の展示美術品の保険料が高騰し、大規模展覧会の規模縮小や開催の断念といった事態が生じていることを背景として、国民が美術品を鑑賞する機会の拡大に資する展覧会の開催を支援することを目的に創設されたが、50億円を引き下げる場合、本制度による支援の目的をどのように考えるか。
- 現在、年間の補償契約締結限度額については、当該年度に制度の適用を申請する見込みのある展覧会の展示美術品の総評価額を積算しているが、実績としては年間の補償契約締結限度額の2割～6割程度の契約金額にとどまっており、「制度を適用しなくても展覧会が開催できるのではないか」との指摘がある。  
50億円を引き下げる場合、例えば、現在大規模展覧会を開催できる展覧会主催者が中小規模の展覧会を開催する際に、制度の適用を申請しなくとも保険料を貯える等の理由から制度の適用を申請しないことも考えられ、「制度を適用しなくても展覧会が開催できる」事例がより多くなることも想定される。その際の本制度による支援の意義について、どのように考えるか。